

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和 6 年 6 月 5 日			
長野県知事 阿部 守一 様			
提出者			
住 所		長野県駒ヶ根市飯坂2-5-10	
氏 名		株式会社 駒ヶ根電化 代表取締役社長 山下政隆	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号		0265-82-5161	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称		株式会社 駒ヶ根電化	
事業場の所在地		長野県駒ヶ根市飯坂2-5-10	
事業の種類		2464 電気めっき業	
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間		令和5年4月1日～令和6年3月31日	
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目		目標値	
排出量		164.10 t	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		0.00 t	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		0.00 t	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		0.00 t	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		0.00 t	
全処理委託量		164.10 t	
優良認定処理業者への処理委託量		164.10 t	
再生利用業者への処理委託量		0.00 t	
認定熱回収業者への処理委託量		0.00 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0.00 t	
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度 147.7 t 前年度 184.8 t	
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 特別管理産業廃棄物の処理については、数年前より電子マニフェストにて実施しています。 前年度・前々年度分も電子マニフェストで処理を実施しています。(上記排出量は実績値)			
※事務処理欄			

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： 廃酸)

有償物量

不要物等発生量

排出量
① 32.40 t

自ら直接
再生利用した量
② 0.00 t

自ら直接埋立処分した量
③ 0.00 t

自ら中間処理した後
再生利用した量
⑧ 0.00 t

項目	実績値（自動）
①排出量	32.40 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った量	t
⑩全処理委託量	32.40 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	32.40 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.00 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を 行う業者への処理委託量	0.00 t

自ら中間処理
した量
④ 0.00 t

自ら中間処理した
後の残さ量
⑥ 0.00 t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑨ 0.00 t

④のうち熱回収
を行った量
⑤ 0.00 t

自ら中間処理により
減量した量
⑦ 0.00 t

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量
⑫ 0.00 t

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量
⑬ 0.00 t

⑩のうち熱回収認定
業者以外への
処理委託量
⑭ 0.00 t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量
⑩ 32.40 t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量
⑪ 32.40 t

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： 廃アルカリ)

不要物等発生量

有償物量

排出量
① 152.40 t

自ら直接
再生利用した量
② 0.00 t

自ら直接埋立処分した量
③ 0.00 t

自ら中間処理した後
再生利用した量
⑧ 0.00 t

項目	実績値（自動）
①排出量	152.40 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った量	t
⑩全処理委託量	152.40 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	152.40 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.00 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を 行う業者への処理委託量	0.00 t

自ら中間処理
した量
④ 0.00 t

自ら中間処理した
後の残さ量
⑥ 0.00 t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑨ 0.00 t

④のうち熱回収
を行った量
⑤ 0.00 t

自ら中間処理により
減量した量
⑦ 0.00 t

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量
⑫ 0.00 t

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量
⑬ 0.00 t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量
⑩ 152.40 t

⑩のうち熱回収認定
業者以外への
処理委託量
⑭ 0.00 t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量
⑪ 152.40 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

年度特別管理産業廃棄物処理計画実施状況（特別管理産業廃棄物の実績の量）

単位： t

産業廃棄物の種類	排出量	自社内処理										委託処理				
		自ら直接再生 利用した量	自ら直接埋立 処分した量	自ら中間処理 した量	④のうち熱回 収を行った量	自ら中間処理 により減量し た量	自ら中間処理 した後の残さ 量	自ら中間処理し た後再生利用し た量	自ら中間処理し た後自ら埋立処 分又は海洋投入 処分した量	②+⑧自ら再 生利用を行っ た量	③+⑨自ら埋 立処分又は海 洋投入処分を 行った量	⑩の委託量の内訳（重複する場合もあり）				
												直接及び自ら 中間処理した 後の処理委託 量	優良認定処理 業者への処理 委託量	再生利用業者 への処理委託 量	熱回収認定業 者への処理委託 量	熱回収認定業 者以外の熱回 収を行う業者 への処理委託 量
①	②	③	④	⑤	⑦	⑥	⑧	⑨	②+⑧	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
自ら直接再生利 用した量等を含 めた事業場にお ける産業廃棄物 の合計量	中間処理をせず自ら直接処理した 量		自社内で中間処 理する前の量		④の量から⑥の 量を差し引いた 量	中間処理した後 の残さ物量	自社内で再生利 用する量、又は 他人に売却した 量				自社内で処理を 行わず直接委託 した量と⑥のうち 処理業者に委託 する法律施行令 第6条の11第2号 に該当する者	優良認定処理業 者（廃棄物の処 理及び清掃に関 する法律施行令 第6条の3第1項 に該当する者）	中間処理後、有効 利用されている 場合の委託量（委託先から別の 業者に売却等さ れる場合を含む。）	認定熱回収施設 設置者（廃棄物 の処理及び清掃 に関する法律第 15条の3の3第1 項の認定を受け た者）	認定熱回収施設 設置者以外の熱 回収を行っている 処理業者への焼 却処理委託量	
廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廃酸	32.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	32.40	32.40	0.00	0.00	0.00
廃アルカリ	152.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	152.40	152.40	0.00	0.00	0.00
感染性廃棄物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
特定有害産業廃棄物 有害産業廃棄物	廃PCB等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	PCB汚染物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	PCB処理物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	廃石綿等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	汚泥	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	鉍さい	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	廃酸	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	廃アルカリ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
燃えがら	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
ばいじん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計	184.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	184.80	184.80	0.00	0.00	0.00